

## せり人の登録に関する事務取扱要領

せり人の登録については、大阪市中心卸売市場業務条例第19条から第23条まで及び同施行規則第14条の規定に基づくほか、その細目については、この要領の定めるところによるものとする。

### 第1 新規登録

#### 1 登録の期日

毎年7月1日とする。

#### 2 申請手続等

せり人の登録を受けようとする卸売業者は、次により申請するものとする。

##### (1) 申請に係るせり人の選任

当該卸売業者に所属する者の中から、卸売業者が選任する。

##### (2) 申請期間

毎年5月10日から5月31日までの間に申請しなければならない。

##### (3) 添付書類

せり人登録申請書（別記様式第1）には申請に係るせり人について、次の書類を添付しなければならない。

ア 住所、氏名及び生年月日を証する書類

イ 履歴書（写真[正面上半身、脱帽、6か月以内に撮影されたもの]を貼付したもの）

ウ 誓約書（別記様式第2）

エ 写真（正面上半身、脱帽、縦3センチ × 横2センチ、6か月以内に撮影されたもの）（登録証貼付用）

### 第2 随時登録（卸売業者の本支社間等の異動による登録）

#### 1 登録の期日

申請月の翌月1日とする。ただし、本市の市場間の異動の場合は、異動日とする。

#### 2 申請手続等

せり人の登録を受けようとする卸売業者は、次により申請するものとする。

##### (1) 申請に係るせり人の選任

当該卸売業者に所属する者の中から、卸売業者が選任する。

##### (2) 申請期間

毎月1日から15日までの間に申請しなければならない。ただし、本市の市場間の異動の場合は、異動日前に申請することができる。

##### (3) 添付書類

新規登録に準ずる。ただし、本市の市場間の異動の場合は、異動前の市場に、本市の市場間の異動に係るせり人登録兼消除申請書（別記様式第3）及び写真（正面上半身、脱帽、縦3センチ × 横2センチ、6か月以内に撮影されたもの）（登録証貼付用）を提出し、添付書類は省略するものとする。

### 第3 登録の更新

#### 1 登録の更新の期日

毎年7月1日とする。

#### 2 申請手続等

せり人の登録の更新を受けようとする卸売業者は、次により申請するものとする。

##### (1) 申請期間

登録期日満了の50日前から30日前までに申請しなければならない。

##### (2) 添付書類

せり人登録更新申請書（別記様式第1）には申請に係るせり人について、次の書類を添付しなければならない。

ア 誓約書（別記様式第2）

イ 写真（正面上半身、脱帽、縦3センチ × 横2センチ、6か月以内に撮影されたもの）（登録証貼付用）

### 第4 登録の消除

登録の消除の申請は、せり人登録消除申請書（別記様式第4）により行わなければならない。

### 第5 その他

1 せり人の登録は、本市の市場別に、取扱品目の部類、卸売業者ごとに行う。

2 随時登録における有効期間の残余期間は、その登録の期日から起算して2年を経過した直後の6月30日までとみなす。ただし、本市の市場間の異動の場合は、有効期間の残余期間を継続するものとする。

#### 附 則

1 この要領は、昭和59年9月1日から実施する。

2 昭和47年4月1日付「せり人の登録に関する手続き等について」は廃止する。

#### 附 則

この要領は、昭和63年9月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成2年9月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成7年4月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の日から平成7年5月31日までの間の新規登録の申請に係るせり人の資格については、改正後の要領第1第2項第1号中「3年以上の経験を有している者」とあるのは、「4年以上の経験を有している者。ただし、経験3年以上の者で、市場長が特に能力があると認める者はこの限りでない。」とする。

附 則

この要領は、平成12年9月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年5月31日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

登 録  
せり人 登 録 更 新 申 請 書

年 月 日

大阪市長 様

大阪市中央卸売市場 場 部  
卸売業者の名称及び  
代表者の氏名

大阪市中央卸売市場業務条例 第19条第1項 第20条第1項 の規定により 場 部

せり人として 登 録 更 新 を受けたいので、次のとおり申請します。

記

登録番号	氏 名	住 所	生 年 月 日
			年 月 日

注 新規登録申請の場合、登録番号を記入する必要はありません。

誓 約 書

年 月 日

大阪市長 様

所属卸売業者名

氏 名

大阪市中央卸売市場 場 部のせり人登録申請について、私は、大阪市中央卸売市場業務条例第19条第3項各号に該当しないことを誓約します。

なお、上記の誓約事項に相違する事実があるときは、相当な処分を受けても異議ありません。

(裏面参照)

(せり人の登録)

第19条

3 第1項の登録の申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の登録を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しないもの
- (3) 第69条第5項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者
- (4) 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者



